

## 第 285 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 4 年 6 月 3 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 議室
出席委員	庄村会長、川上委員、小野木委員、荒見委員、小林委員、間瀬委員、齋藤委員
その他出席者	事務局等…スポーツ市民局市民生活部長始め 9 名
会議次第	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
非公開理由	—
会議資料	別添のとおり

議題	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
対象事案	一
	<p><b>4 個人情報の取得の制限について</b>          全委員意見なし。</p> <p><b>5 個人情報の利用及び提供の制限について</b>          庄村会長          ・ガイドラインも、「特別の理由」については何も記載していないのか。          ⇒事務局          ・何が特別の理由かについての基準はないが、例示がある。例えば、在留外国人の安否確認のために、外務省が日赤などにその在留外国人の氏名を提供するということが示されている。</p>
発言要旨	<p><b>小野木委員</b>          ・8ページのうち、6ページの事後報告の維持の部分はどこに記載しているのか。          ⇒事務局          ・8ページの「上記4と同様」という部分となる。</p> <p><b>小野木委員</b>          ・審議会の権限が事後報告に限られてしまったため、せめてその事後報告の維持というものだけは分かるように記してあげた方が良いと思う。</p> <p><b>庄村会長</b>          ・本来であればこういうところをしっかりと明確化するということが重要ではあると思うが、仕組みとして事前に担当部署への相談ということと、審議会への事後報告の担保ということを5番としての案とさせていただきたいと思う。</p> <p><b>6 電子計算機を用いた個人情報の処理に関する制限について</b>  <b>斎藤委員</b>          ・事前関与が認められていないということなので仕方がない。過去1年見てきた中で、問題があったというようなことは大きくはなかったかと思うため、この書き方で良いかと思う。          ・ただ、どのように発展していくか全く予想できないため、迷ったらすぐに</p>

個人情報保護委員会に問い合わせをするということを市の中でしっかりと共有していただければと考える。

⇒庄村会長

- ・新しい技術のスピードが大変速いということを踏まえて、適切に対応していただくということをおっしゃっていただいたかと思う。おっしゃるとおりかと思う。

庄村会長

- ・個人情報保護委員会に問い合わせというときには、個人情報保護委員会は誰が答えているのか。個人情報保護委員会の事務局が答えているということか。一つひとつ個人情報保護委員会の委員が審議をして、それが我々に回答として返ってきてはいるのか。

⇒事務局

- ・どのような形で個人情報保護委員会の中で審査されているのかということは確認が取れていないが、基本的には担当者とやり取りをしている。当然個人情報保護委員会として返ってくるので、内部では確認や決裁がなされているという認識でいる。

庄村会長

- ・スピードの問題もある。問い合わせても、全然答えが返ってこないとか、本当に適切なのかというところとか、突っ込みどころはありそうだが、適切な答えをお願いしたいということになるかと思う。

## 12 当審議会における審議事項等について

川上委員

- ・削除する方が良いと思う。内容は各論の中に吸収されているし、なお書きの部分は総論で書いた方が、分かりやすいと思う。私自身は削除すれば良いと思う。

小林先生

- ・内容として重なる部分があるため、削除した方が良いと思うし、文章の流れとしてはその方がすっきりする。ただ、重なっているところをあえて念押すことに意味があるということであればあっても良いが、文章をすっきりさせるという意味では、削除しても良い気がする。

間瀬委員

- ・この項目を削除したときに、「細則的ルール作りに関する諮問が許容され

る」という（文言が）どこに行くのかということが担保されるのかという問題がある。どこかで提案として残されるのであれば削除されても良いと思う。

⇒事務局

- ・ご指摘の部分を削除してしまうと、一旦はこの答申のどこにも残らないということになってしまふ。ただ、市としては、この部分について何かを検討することを考えている。

庄村会長

- ・専門的ルール作りに関する諮問が許されるということがどこか項目に残るのか。

⇒事務局

- ・前段部分の1番最後の2ページのところにそういったご意見を入れていくということも1つあるかとは思う。

庄村会長

- ・そうすると、諮問が許されるという旨と、職員の意識を高めるという趣旨の文言を最初に入れることを通じて、12番を削除すると。これはできそうか。

⇒事務局

- ・可能だと思われるが、これについて総論の部分に入れることもあり得るが、事後報告との関連も強くなってくると思うため、項目の4、5、6に合わせて入れる方針でも一旦考えさせていただいても良いか。

庄村会長

- ・ちりばめるということか。

⇒事務局

- ・何重にも出てくる可能性はあるが、そこは書き方を工夫するので、その可能性もあり得るかということでご意見をいただければと思う。
- ・例えば項目4の事後報告の後に、なお書きで職員の……ということで書くこともいかがかということでご意見いただければと思う。

庄村会長

- ・全部書くのか。

⇒事務局

- ・全部ではない。全部に係る部分は総論でということをおっしゃるとおりかと思う。

### 庄村会長

- ・むしろ、全体として見ると、審議会の関与が減るという部分が非常に重要なと思っている。審議会の関与が減るということが、職員の意識を高めるということにあらゆる場面で関わってきそうだということであれば、そういう意味では総論的に置いておく、ないしは項目を置いて確認しておくということが重要かという気がする。もちろん全体に関わってくるということであれば分けても良いと思うが。

### 小野木委員

- ・答申としての全体像として、実質 10 番までと異質な 12 番を独立の項目として残すということに違和感があるということか。

#### ⇒事務局

- ・その点については、どちらかというと重複するという意味合いが大きい。事後報告は事前に出ているし、包括規定については許容されなくなつたため記載ができないといったところである。

### 小野木委員

- ・12 番の、審議会のスピリットは、なくなっているようできちんとあるということをこの答申の中できちんと訴えるべきスペースが必要だとは思う。それを前文で説明するのか、それともこのまま 12 番を残すのかというところかと思う。
- ・答申の形として重複するからいらないという考えならそれに寄り添うが、このスピリットだけはどこかに、あたまの文ならあたまの文に残すということが必要という気がする。

### 小林委員

- ・それは答申の趣旨のところでということか。

#### ⇒小野木委員

- ・おっしゃるとおり。

### 小林委員

- ・ここに書いてあることというのは、論点というより、まさに答申とは、というところが重要である。
- ・細則のルール作りのところについては、新法の解釈上そうなるということで、ここも論点というよりは、市としての姿勢であるので、最初の趣旨のところできちっとまとめた方が、内容としても、文章としてもきれいになる気がする。

- ・12番は削って、内容を趣旨のところに盛り込むというのが1番ベストかという気がする。

#### 川上委員

- ・法はこうしたが、我々としてはということをアピールしたいと。こうなつてしまつたが、市の職員は頑張つてほしいという熱きものを1番冒頭に持ってきた方がいい。

#### 庄村会長

- ・12番が重複するということ、また、重要なことだから、冒頭でしっかりとアピールをするという方が、12番という項目で並べるよりも、その意思が伝わりやすくなるのではないかといったご意見があったかと思う。
- ・12番をなくして、その趣旨は、1番のところで残していくようにして、審議会の意見を伝えるというような形に変えていただくということでよろしいか。
- ・修正した部分をまた先生方に見ていただきて、7月にご意見をいただければと思う。

#### 荒見委員

- ・趣旨に残す際の残し方については、何かご提示はあったのか。

#### 庄村会長

- ・特に何も（ない）。事務局にお願いをしている。細則的なルール作りに関する質問は許されるという審議会の意見を残してもらうとか、1審議会の関与が減るため、職員の意識をしっかりと向上させてもらうということは全体に関わるため、それらをはじめの方で残してもらうというご意見があった。

#### 荒見委員

- ・承知した。残し方が重要だと思っていたので、はっきり明示する形で残していただけるほうが良いと思う。

### 2 死者に関する情報の開示について

#### 庄村会長

- ・ここも、トラブルのもとというか、誰が、どのような情報を請求できるのかを提供制度の中で明確化する仕組みをぜひ整えていただきたいというところをお願いしたい。

⇒事務局

・事務局としても、答申としてはこういう形になるものの、具体的な制度設計の中では、より具体的にどのような情報が開示請求の対象となるのか、もしくは、分かりにくいため、全体として情報提供とするのか、詳細についても詰めさせていただきたいと思うため、審議会の意見を踏まえ、これから制度設計をしたい。

#### 庄村会長

・それでは2番についてもこのような形で答申ということにさせていただきたいと思う。

### 10 行政機関等匿名加工情報の提供制度について

#### 庄村会長

・審査基準の「新産業の創出……豊かな国民生活の実現に資するもの」についてのガイドラインの具体化というのはあったのか。

#### ⇒事務局

・現状、ガイドに示されているもの以上に具体的なものは示されていない。今後も示されるかどうかは不確かな状況である。

#### 庄村会長

・10番についてはこのような形で案内させていただければと思う。

### 1 条例要配慮個人情報として規定すべき情報について

#### 川上委員

・要注意情報と要配慮個人情報については、新法を受けて条例の方はどうするかという話になるのか。条例は、法と同じように表現しなければならないという前提ではないのか。答申に書かれていることは誰に向かられているのか。このただし書きのところ。

#### ⇒事務局

・これは答申という形なので、審議会から市長に対して、要配慮個人情報についてはこういう意見であるとなっている。

#### 川上委員

・その場合に、分かりにくさを解消するために、「解釈基準の策定等による適切な周知に努められたい」というのは、解釈基準の策定等を指しているのか。

#### ⇒事務局

・個々の方針としては、要注意情報と要配慮個人情報を比べたときに、

何が要配慮個人情報であるか分かりにくいため、市民や職員に対して分かりやすくしていくべきという方針で書いていくべきと考えている。

### 川上委員

- ・今的内容が分かりにくいから、分かりやすいようにというのは分かるが、その後、「新法と条例のいずれの規定を根拠とした……疑義が生じることになりかねず」と書かれているのはどういうことか。

### ⇒事務局

- ・この部分は、1つの内容について条例と法律にそれぞれ規定すると、規定が2重にできることになるため、それぞれに解釈が生じうるという意味合いである。

### 荒見委員

- ・解釈基準の策定というのは、何の解釈基準なのか。

### ⇒事務局

- ・要配慮個人情報の解釈基準である。

### 荒見委員

- ・条例に規定されるものか。

### ⇒事務局

- ・法律上の要配慮個人情報に関して、例えば思想・信条が何であるのかという解釈である。

### 荒見委員

- ・それは自治体で自由にできるのか。

### ⇒事務局

- ・それは法律において決まっていて、そこはガイドとかで（示される）。

### 荒見委員

- ・それをより分かりやすくするということか。

### ⇒事務局

- ・分かりやすくできる部分については分かりやすくして周知を図る。職員などが、何が要配慮個人情報であるのかということが分かるよう周知していく。市民にも、何が要配慮個人情報であるのかというところも含めて分かりやすくしていくべきなのではないかという方針で書くのが良いのか、審議会として、どのような方針でここを書くと良い

かというご審議をいただきたい。

**小林委員**

- 要注意情報が、新法では要配慮個人情報になり、それに基本的には合わせないといけない。その要配慮個人情報では、思想は入らないように見えるが、解釈上は信条に入っているというところで、混乱が生じる可能性もあるため、そうしたことが起きないように解釈基準を定めて、これは従来の条例だと別の表現になっているが、それは、法に含まれることになっているということが、誤解なく理解できるようにということ、文言上は新法に合わせざるを得ないが、それに当たって、誤解が起きるかもしれないため、誤解がないようにする解釈基準を定めて対応してほしいという表現にしたいということか。

**⇒事務局**

- おっしゃるとおり。

**小林委員**

- それがこの表現でうまく伝わるかどうかということか。

**⇒事務局**

- おっしゃるとおり。

**小林委員**

- 感想としては、分かって読むと分かるが、分からず読むと読みにくいという印象はある。

**⇒事務局**

- 小林委員ご指摘の部分を具体的にするなどして示した方が良いのではないかということか。

**小林委員**

- そう思う。先ほどの川上委員の話だと、誰が読むのかということだが、市長に限らず、一般の市民の方も見るということで、分かりやすく書いた方が良い気がする。

**川上委員**

- 小野木委員のご意見で、現在の市の条例の方が、きめが細かいのではないかというものがあり、ただ、今回要配慮個人情報として法の言うとおりになるため、今まで市が行っていたことを国が統一的に行う、要配慮個人情報に関するても、それを組み込み考え、そこに入れ込んだということに関し

- て、審議会として、やっていってほしいということを書き込むと、審議会の議論の経過として分かりやすいのではないかと思った次第である。
- ・あと、小林委員のまとめられたとおり、新法と条例の規律を根拠にした条例なのか、誤解を生じることになりかねず（という表現）はどうしても分からぬ。

### 庄村会長

- ・国が、条例要配慮個人情報をつくって良いと法第 60 条の条項で書いてはいるが、「地域の特性その他の事情に応じて」ということがあるため、それに当てはまらないと個人情報保護委員会はおそらく条例要配慮個人情報をつくって良いとは言わないと思われる。
- ・今回議論していたのは、法律の定義の中にあることを、確認的にあるいは分かりやすく条例で書けないかという点で、告示等で具体化するなどの案が念頭にあり、この「解釈基準の策定」という言葉で原案はつくっていただいたのかと思う。
- ・個人的な意見ではあるが、「とはいえ」以降の説明をどこまで書くかというところが少し気になる。「分かりにくいものとなっていることは否めない」の後を間全部飛ばして、「新法の（規律への）移行に当たっては……解釈基準の策定等による適正な周知を行うように努められたい」とした方が分かりやすいかと思う。
- ・定義として、「同法の趣旨に反し」という説明を、どこまで盛り込むかを少し議論いただけだとありがたいし、説明をするのであれば、もう少し分かりやすく説明文が書けないかということを考えていた。
- ・先生方ご意見・ご提案があればいただけるとありがたい。

### 荒見委員

- ・具体案はないのだが、会長のおっしゃるとおりで、真ん中の部分があることで、なぜ解釈基準でこの問題が解決できるのか、もう一段階考えさせられると思うため、会長のおっしゃったとおり、これより薄くするか、しっかりと書くなら、その次のところのロジックももう少ししっかり説明するのがいいと思う。

### 庄村会長

- ・川上委員がおっしゃっていただいたのが、小野木委員がおっしゃっていたような点を踏まえて、市個人情報保護条例と同じように法の運用になったとしても、分かりやすく、具体化するようなことを明確化したらどうかということか。

### 川上委員

- ・それは小野木委員の思いを受けてこうしたらどうかという話だったため、読み返してみると、会長のおっしゃるとおり、それに力点を置かずに、一見して分かりにくいくらいから、しっかりと解釈し、誤解がないようにする、と簡単な方が良い。

### 小野木委員

- ・今の川上委員のご意見に同意である。分かりやすい文章であるべきだと思う。「分かりにくいものとなっていることは否めない」という3行を残すのであれば、「とはいえ」以下は全部いらないと思う。(その後は)「なお今後」というように続ければ良いと思う。この「解釈基準の策定等による適切な周知」というのは、非常に苦しい展開をするよりは、事実をそのままあつさりと短くした方が良いと思う。

### 庄村会長

- ・確認だが。

#### ⇒小野木委員

- ・「否めない」までを残し、「努められたい」までを削るということ。

### 庄村会長

- ・解釈基準の策定みたいなものは特に入れなくても良いということになるか。具体化してほしいとか、分かりにくく、条例と法の規定に違いがあるから、それを分かりやすく説明してほしいという部分は特に入れなくても良いということになるか。

#### ⇒小野木委員

- ・どうなのか。実現可能なら加えてと思うが。

### 小林委員

- ・運用するに当たって、解釈基準が示されていないと困るというのがあるため、解釈基準がきちんと策定されてほしいというのが個人的にはある。可能であれば入れておいていただく方が良いと思う。

### 間瀬委員

- ・私も解釈基準があった方が良いと思う。ただ、解釈基準ができる見積もりがあるのかというところが少し気になっている。
- ・現行条例で特に4つ目の「歴史的……されている地域に居住し」ているという定義について、新法の中でどのように対応するのかということが個人

的に気になっている。(新法で対応が) できないとなれば、条例要配慮個人情報を規定しないといけないことになる気がするが、そこは大丈夫なのか。

⇒事務局

- ・個人情報保護委員会にも確認しており、「社会的身分」に含まれ、また、条例要配慮個人情報については、地域の特性がないと、基本的には規定できないということが個人情報保護委員会からは示されているため、市としては条例要配慮個人情報として規定しうるものは今のところないと考えている。
- ・解釈基準については、もちろん国のガイドでもある程度読めば詳しく示されているが、市の要綱などでもより分かりやすく、何が要配慮個人情報なのかということを示させていただきたいと考えている。

間瀬委員

- ・「歴史的……」に対応するのが「社会的身分」だという対応付けがされていて、そこがカバーされているという解釈論が示されているのが良いと思う。

川上委員

- ・皆さんが言われたことをまとめると、「……否めない。今後、新法の規律を運用する中で、条例要配慮個人情報に該当することとなる情報を、洗い出し、又は新たに生じる可能性を考慮するなどして、解釈基準の策定に努められたい」ということになるのではないか。
- ・解釈基準はほしいが、今できるか、ということはあるということを思った。

庄村会長

- ・川上委員からご提案いただいたような修正案でよろしいか。

川上委員

- ・ブラッシュアップしてもらえば。

庄村会長

- ・今のご意見を改めて文字に起こして、再度確認を行うこととする。今後、市条例で書いていた又は市条例で具体化していた部分は、保護法の齟齬が生じるというか、法で書いていないところをしっかりと市民に説明するような方向性を審議会としても懸念しているため、その部分を排除していただくというような形で提案をするということでお願いしたい。川上委員のご提案をブラッシュアップして最終案に盛り込んでいただくということで。

11 議会における個人情報保護について

庄村会長

- ・11はまだ調整中ということでおろしいか。

⇒事務局

- ・項目として残すかどうかということも含めて、現在調整中である。ただ、来月最終審議ということなので、そこについてはまた残すかどうかというところを来月に向けてお示しさせていただきたい。

以上